

逗子市ワーケーションイベント等支援業務委託仕様書

逗子市（以下「本市」という。）が委託するワーケーションイベント等支援業務は、次のとおりとする。

1 業務委託名 逗子市ワーケーションイベント等支援業務委託

2 業務の背景及び目的

本市では、企業が少なく、働く場所が乏しいことが課題となっていることから、新たな働く場所等を生み出すため、本市に興味を持ち、本市へ移転等を検討いただける関係法人・関係人口の創出に取り組んでいる。その一環として、昨年度から11月を「ずしワーケーション月間」と指定し、キャンペーンを実施しており、本年度も開催を予定している。ワーケーションは関係づくりの効果が期待できることから、関係法人・関係人口を獲得するための取り組みとして推進しており、これまで、PR冊子の作成やウェビナーの開催、ホームページの構築、PR動画の作成等の情報発信や、モニターツアーやワーケーション費用を補助する補助金の交付を行うなど、本市のワーケーションを体験してもらうための取り組みを実施してきた。これらの取り組みは、市内のワークスペースや宿泊、アクティビティなどの事業者（以下「関係事業者」という。※）と協力して実施しており、これらの事業者との関係の強化を図ってきた。そこで、関係事業者が企画段階から主体的に参加できるワーケーション推進イベントの実施により、これまで醸成されたワーケーション推進の気運をさらに発展させること、また、将来的にワーケーションの取り組みが関係事業者間での自主的な取り組みとして自走できるようにすることを目指す。

※関係事業者：逗子市/観光ワーケーションサイト「逗子旅」に登録されている、市内でアクティビティ等のワーケーションコンテンツを提供する事業者や、ワークスペース、宿泊施設を運営する事業者及び交通事業者や旅行業者等

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日までの間の必要な期間

4 業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。なお、プロポーザルでの提案内容を基に本市と協議を行い、内容を決定する。

- (1) イベントの企画・運営
 - ア イベントを企画運営すること。
 - イ イベント参加事業者の募集を行うこと。
 - ウ イベントの申込み・問合せ対応を行うこと。
 - エ イベントの実施時期は、ワーケーション月間（令和5年11月1日から令和5年11月30日）とその前後数週間の間。期間は合計7日間以上とすること。
 - オ イベントの企画にあたっては、関係事業者を集めてのミーティングを複数回実施し、関係事業者からの意見や提案を受けること。
- (2) イベントの広報・周知
 - ア イベントへの集客のため、広報・周知を行うこと。
- (3) ワーケーションアドバイザー業務
 - ア 開催するイベントが関係事業者間の自主的な取り組みとして発展する礎となるよう、関係事業者との調整や関係事業者とのミーティングにおいてアドバイスを行うこと。
 - イ イベントの実施後にフォローアップのため、関係事業者とのミーティングを実施し、令和6年度以降のワーケーション推進の取り組みに向けた、成果の確認や課題の整理、共有を行うこと。
- (4) 効果検証の実施
 - ア イベント参加者及び関係事業者に対し、アンケート調査等を実施し、イベント内容等について検証すること。
 - イ 業務を総括して、効果検証と本市でのワーケーションの推進について提案すること。

5 参加料金等

受託事業者は、イベント参加者から参加料金等を徴収し、事業費に充てることことができる。参加者負担金については、受託者収入とする。

6 納品

成果物は、次の要件で本市が電子データ（CD-R）にて納品すること。

- (1) 報告書
- (2) 実施記録写真及び映像一式
- (3) 実施記録写真及び映像素材一覧表
 - 撮影素材・撮影場所・撮影日の一覧表を作成すること。

7 業務体制

- (1) 受託者は、あらかじめ本市とスケジュールを調整し、作業計画書及び工程表を提出すること。
- (2) 受託者は、責任者を明確にし、本業務を遂行するに当たり、必要な人材及び担当者を確保すること。
- (3) 受託者は、本業務の目的を達成するため、打ち合わせを密にした上で、打ち合わせ内容を要約した記録簿を作成すること。
- (4) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

8 業務報告

受託者は本業務の遂行状況について、本市に随時報告を行うこと。また、業務終了後、業務完了報告書（任意様式）を提出すること。

9 再委託の禁止

再委託は原則認めない。ただし、書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

10 契約の解除

本市及び本業務の受託者は、相手方が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず、当該違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本条による契約の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

11 その他

- (1) 本契約の履行に当たっては、逗子市条例、規則、その他関連する法令等を厳守しなければならない。
- (2) 本契約に基づく成果物の所有権は、本市へ成果物の引き渡し完了したときに移転するものとし、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む。）は成果物の引き渡しをもって本市に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (3) 本契約の履行に当たり、第三者が権利を有する著作物がある場合には、著作権その他の知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において

負うこととする。

- (4) 受託者は、本契約の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 受託者は、本契約の履行に当たり、誤謬等が生じた場合は、受託者が確実に責任をもって速やかに対応するものとする。
- (6) 受託者は、本契約の履行に当たり、知り得た機密、個人情報等をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。なお、本業務を通じて知り得た個人情報については、逗子市個人情報保護条例(平成3年逗子市条例第18号)の適用を受けるものとする。
- (7) 受託者は、本契約の履行に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写又は複製してはならない。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定すること。